

2017年2月7日

【引用表記に関する御願い・『現象と秩序』寄稿・投稿予定の方へ】

『現象と秩序』編集室

■引用表記に関する御願い

編集時に「引用部」の確認で問い合わせをする場合があります。
まずは、下記に注意して、寄稿・投稿を御願いします。

1. 原則

他者の主張や表現が、広く一般的に知られている知識でない場合（A部）、利用するには、「引用」の手続きが必要です。

2. 実務上の問題

「引用」の手続きは、著作権法によって①引用部分と地の文章の区分の明示、②出典の明示、③自分の文章が主で、引用が従であること、④表現の改変をしない形で引用をすること、などの要件が定められています。

これは、一見明白な規定に見えますが、上記A部の判定がじつは難しく、引用すべきものが引用の形になっていなかったり、引用の形が不要のものが、引用の形になっていたりという混乱が大量に発生しています。

（著作権法違反のかなりの部分は、親告罪なので、著作権法違反の事例で、放置されているものが、ネット上には、大量に存在しています。

したがって、ネット上の違法な表現を適法に孫引きの引用しても、学術上問題が残る場合が多々あります。たとえば、不正確な引用等です。

つまり、引用する場合には、原著まで戻る必要があるということです。グレーゾーンの表現まで含めるのなら、出版されている書籍中にも多くの危ない表現が存在しています。やはり、大元の原著に戻って確かめる必要があります）

3. 本誌編集者からの御願い

本誌編集者からの御願いとしては、「不安におもったら、原著からの引用の形を取って下さい」ということとなります。

つまり、具体的には、原著に戻る作業を手間暇を惜しまず行った上で、その証拠を押さえた上で、必要だ、と考える水準よりちょっと多く、「 」にくるんでください、という御願いになります。

この方針に従って原稿を出して頂いた場合、たぶん、大丈夫なのですが、提出された文章を読んでいて、編集者が不安に思った場合は、情報源を教えてくださいのための問い合わせをすることがあります。その際には、「原著情報を提示する形で」応じていただければ幸いです。

（この問い合わせを受けた時に、返事をするためには、情報源＝原著情報＝を控えておかなければなりません。論文等のコピーをする際には、書誌事項をしっかりと把握すること、インターネット上の情報を採取する場合には、そのURLを閲覧日の日付がついた形で保存すること、この2つを御願いします。また、本の書誌事項だけでは不足な場合があります。論文単位で、書誌事項を保存しておいて下さい。適宜どうぞよろしく御願いします。）